

契約手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																											
<p>堺泉北埠頭株式会社</p>	<p>堺青果センター警備業務について、契約書上の契約期間が平成28年4月1日で終了しているが、このことに気付かず、経理規程に定める契約事務手続や新たな契約締結をしないまま、同じ事業者への業務委託を継続していた。</p> <p>委託契約の概要</p> <table border="1" data-bbox="516 653 1403 1073"> <tr> <td>業務名称</td> <td>堺青果センター警備業務委託</td> </tr> <tr> <td>契約締結日</td> <td>平成25年4月1日</td> </tr> <tr> <td>履行期間</td> <td>平成25年4月1日から平成26年4月1日まで</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>4,924,332円（消費税及び地方消費税を含む）</td> </tr> <tr> <td>自動継続の規定</td> <td> （自動継続） 第29条 契約期間満了の1ヶ月前までに文書による解約又は変更の申し出がない場合は同一条件を以って、さらに1年間契約を継続するものとする。 2 前項の継続期間は、平成28年4月1日を限度とする。 </td> </tr> </table>	業務名称	堺青果センター警備業務委託	契約締結日	平成25年4月1日	履行期間	平成25年4月1日から平成26年4月1日まで	契約金額	4,924,332円（消費税及び地方消費税を含む）	自動継続の規定	（自動継続） 第29条 契約期間満了の1ヶ月前までに文書による解約又は変更の申し出がない場合は同一条件を以って、さらに1年間契約を継続するものとする。 2 前項の継続期間は、平成28年4月1日を限度とする。	<p>平成28年4月2日以降の業務委託について、必要な措置を講じられたい。</p> <p>今後は業務委託書で定める事項について十分理解するとともに、契約事務のルールに基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【堺泉北埠頭株式会社経理規程】 （固定資産等の決裁）</p> <p>第26条 2 契約事務手続については、別表(4)に定めるとおりとする。また、伺書による物品の購入及び修理は、購入・修理伺書（様式3）によるものとする。</p> <p>別表(4)</p> <p style="text-align: center;">契約事務手続 (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="1448 1010 2309 1339"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">契約審査会の開催等</th> <th rowspan="2">見積書の徴収</th> <th rowspan="2">契約書等の作成</th> <th colspan="2">完了報告及び検収</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">③委託</td> <td rowspan="2">100万超</td> <td>1社</td> <td>50万超～150万以下 ・請書</td> <td>100万以下 ・課長確認</td> <td rowspan="2">・報告書 ・確認写真等</td> </tr> <tr> <td>2社</td> <td>150万超 ・契約書</td> <td>100万超 ・室長確認</td> </tr> </tbody> </table>		契約審査会の開催等	見積書の徴収	契約書等の作成	完了報告及び検収				③委託	100万超	1社	50万超～150万以下 ・請書	100万以下 ・課長確認	・報告書 ・確認写真等	2社	150万超 ・契約書	100万超 ・室長確認	<p>全社員対象の定例会において、本件監査結果を周知するとともに、今後は、適正な事務処理を行うよう注意喚起した。</p> <p>また、今回の監査受検時点においては、平成28年度の6か月が既に経過しており、入札等の手続により、現委託先事業者から変更となった場合には、警備機器の変更が生じ、前機器の撤去及び新設の工事等に期間を要することから、平成28年度については、現委託先事業者と平成28年4月1日からの一か年契約を締結した。</p> <p>なお、平成29年度からの契約については、平成29年1月に入札の手続を行っている。</p>
業務名称	堺青果センター警備業務委託																													
契約締結日	平成25年4月1日																													
履行期間	平成25年4月1日から平成26年4月1日まで																													
契約金額	4,924,332円（消費税及び地方消費税を含む）																													
自動継続の規定	（自動継続） 第29条 契約期間満了の1ヶ月前までに文書による解約又は変更の申し出がない場合は同一条件を以って、さらに1年間契約を継続するものとする。 2 前項の継続期間は、平成28年4月1日を限度とする。																													
	契約審査会の開催等	見積書の徴収	契約書等の作成	完了報告及び検収																										
③委託	100万超	1社	50万超～150万以下 ・請書	100万以下 ・課長確認	・報告書 ・確認写真等																									
		2社	150万超 ・契約書	100万超 ・室長確認																										

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年10月24日から同月25日まで）